

青保第 1777号
令和4年1月18日

本庁各関係部局長
県警本部長
教育長

} 殿

青森県健康福祉部長
(公印省略)

濃厚接触者である社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）の
取扱いについて

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、このことについては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、令和4年1月14日一部改正）で示されたところですが、本県における取扱いについて、別添のとおり取りまとめたので、お知らせいたします。

つきましては、関係機関等への周知をお願いします。